

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

守谷市 松丸 修久

市町村名 (市町村コード)	08224 (守谷市)
地域名 (地域内農業集落名)	守谷地区 (赤法花、同地、守谷1、守谷2、守谷3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者の高齢化が進み、農地を継承する中心経営体や後継者がいないために耕作放棄地が増加している。
・新規就農者や入作者を含め、新たな中心経営体を育てていくことが必要。
・田んぼは軟弱地盤であるため、畦畔除去を行えず、区画の大規模化を図ることができない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物として、中心経営体に集約化を図っていくとともに、入作や新規就農者を受け入れ、育成に力をいれ、耕作放棄地が発生しないよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体に集積・集約するか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、集約化を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
田んぼは軟弱地盤であり、畦畔除去を行えず、規模拡大ができないため、今後、基盤整備が必要か検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する農家には、地域の農地利用最適化推進委員が中心になり、斡旋する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策協議会による活動を強化し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図る。